

会 議 録

会議の名称	平成28年度第1回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成28年10月3日(月)午後3時から午後5時				
開催場所	東村山市役所本庁舎3階庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・肥沼和夫職務代理・伊藤真一委員・さとう直子委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・久野稔晃委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・粕谷まちづくり部次長・炭山みどり公園課長・有山みどり公園課長補佐・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：蜂屋健次委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けて</p> <p>(2) 緑の基本計画を実現する市民会議について</p> <p>(2) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>2 まちづくり部長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>○事務局</p> <p>ただいまより、平成28年度第1回東村山市緑化審議会を開会いたします。</p> <p>○会長</p>					

それでは、議事に入ります。

半年ぶりの審議会となりますが、この間、行政においては、さまざまな形で展開していただいたようで、非常に心強く思います。このガイドラインができ上がったので安心ということではなく、今度は、魂を入れる段階に来ていると私は思っています。その意味では、この審議会が果たす意味というのは、非常に大きいと思います。つまり、どういうことかということ、市が動くためのバックボーンをこの審議会が担わなければならない。これは、理論的、行動的なものを含めてと考えております。ぜひ委員の皆様と協力しながら、よい方向へ展開するように進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、公共の緑の植生管理のガイドラインの活用に向けてについて、事務局よりお願いいたします。

○事務局

平成28年3月に「公共の緑の植生管理のガイドライン」を策定いたしました。ガイドラインにつきましては、昨年度の第3回緑化審議会において、ガイドライン（案）に対するパブリックコメントの実施状況についてご報告させていただきました。本日は、策定後の状況についてご報告させていただきます。

平成28年3月に「公共の緑の植生管理のガイドライン」を策定し、今後は、ガイドラインを活用していく段階となります。公共の緑と申しましても、市立公園、緑地、野火止用水についてはみどりと公園課、街路樹は道路管理課、小学校・中学校は教育委員会においてそれぞれ管理を行っております。また、市庁舎の周りにある緑については、総務課で管理を行っております。したがって、このガイドラインを活用するに当たりましては、庁内の情報共有、連携が必要になってくることから、4月以降、庁内の情報共有を図ってまいりました。具体的に申し上げますと、市長、副市長、教育長を筆頭に、部長、次長、課長とすべての管理職にガイドラインを配付し、経営会議、総務会議、部次課長会議において、事務局よりガイドラインの内容を説明し、庁内の情報共有、情報発信を行いました。市長からも、ガイドラインについては、植生管理の指針として全庁的に活用するという話がありましたことから、樹木調査を実施した施設管理所管については、樹木位置図、樹木健康度等の調査結果についても資料として提供し、個別に説明を行いました。

市といたしましては、答申にもありましたように、PDCAサイクルのスタートを切った年でもありますので、庁内の情報共有、連携を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上が、策定からこれまでの状況でございます。

○会長

ありがとうございました。

この間、市では、庁内の情報共有を図っていただいたということですが、この点について、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

ガイドラインについては、今後どのようにしていくかということが大事ですね。庁内の説明は済んだということですが、この後には、今後どのようにしていくかが控えています。今後、実際に担当が動くに当たっては、相談相手のような組織が必要ではないかと思っております。私は、この緑化審議会がその役目を果たしてもよいのではないかと考えておりますが、その点について何か考えはありますか。

○事務局

ただいま、会長よりお話がございましたが、このガイドラインはあくまでも指針でありますので、具体的な作業は各施設管理者が行っていくこととなります。そのような中では、各施設管理者も専門家ではありませんので、さまざまな取り組みを行っていくに当たっては、会長のお話にありましており、ご相談をしていかなければならないと思っております。しかし、その都度緑化審議会にお諮りするとなると、現実的には難しいと思っておりますので、タイムリーにご相談ができるような形ができればありがたいと思っております。

○会長

ということは、審議会とは別にということですか。または、審議会ではあるけれども、年3回以外の時に相談ができる機会をつくるということですか。

○事務局

正式な審議会という形式ではなく、アドバイスをいただく機会をいただくとありがたいと考えております。

○会長

相談相手は必要だと思っております。この審議会は、長年この市にお住まいになられている方や、さまざまな経験をされている方の集まりですので、いろいろなアドバイスをいただきたいと思います。イメージとすると、名前は同じだけれども、動きやすく、その時に集まれる人が集まって議論するというイメージでよろしいですか。

○事務局

はい。可能な範囲でお集まりいただき、方向性等をお伝えし、専門家の皆様にアドバイスをいただければありがたいと考えております。

○会長

委員の方々はいかがでしょうか。

○委員

市の方々だけでやられるよりは、意見を求めてやられるのはよいことだと思います。

○会長

緊急に集まるということは、たとえば、1週間前位に連絡をいただき、調整のつく人が集まり相談するというような形にしておき、それはあくまでも審議会としてバックアップするというのでよいと思います。

○事務局

事案が出てきた段階で会長にご連絡し、委員の皆様にお声掛けさせていただき、ご相談に乗っていただく形をとらせていただくということを考えております。

○会長

皆様はいかがですか。時間の許す時にということですが、定足数を決めるとかそのようなことではなく、いろいろな角度から意見を出し、最終的には審議会としてアドバイスができればと思いますがいかがでしょうか。

○委員

我々は、多少なりとも現場を拝見させていただき、専門家のアドバイスもいただき、一例とすると、強剪定に対するご不満やご意見等が出るとは思いますが、自分もSNS等でご不満を漏らしている方に、自分でわかる範囲では説明しているつもりです。やはり、そのようなことを発信し、このような見方もありますということを伝えることも必要だと思います。答えはないと思いますが、しかし、きちんと市民の意見も、専門家の意見も交えて検討しましたとお伝えすることができるようにすることが我々の立場ではないかということはこの半年間考えていました。

○会長

ありがとうございます。

はっきりしていることは、動かすのは市ということです。我々は、それをいろいろな角度から検討するという立場なので、それにより、明確に、正確に動けるような意見が出せればよいということです。したがって、動きやすい形の審議会にしていただいた方がよいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(全委員賛同)

○会長

それでは、いつでも機動性を持った審議会にするということを決めておきましょう。

○委員

具体的なイメージとして伺いたいのですが、たとえば、どこかの街路樹を剪定することが決まった場合に、どのように剪定したらよいか、または、植え替えをする場合にはどのような樹種がよいかということについてご相談があった場合に、審議会がご相談に対応するという考え方、また、学校のサクラの木を切ることになった場合に、どのように対応したらよいかというようなご相談に対応するというイメージでよろしいですか。

○会長

小さな案件も大きな案件もあろうかと思えます。枝を切るとした場合には、まさに専門家もいらっしゃいますし、いろいろな形で対応ができると思えますが、あくまでも審議会に相談する内容は、市に決めていただくという形だと思えます。

○委員

さまざまな所管から上がってきたものを事務局で受け、審議会のアドバイスを受けたいという案件について相談するイメージですね。

○会長

あくまでもガイドラインができていますので、ガイドラインで提案されているものを動かすような場合には、やはり相談しながら行った方がよいと思えます。

○事務局

ご相談させていただくことといたしましては、通常の剪定についてはご相談することはないと考えております。たとえば、やむを得ず強剪定しなければならない場合や、サクラの街路樹の植え替えをどのように行っていけばよいか等になろうかと考えております。

○委員

わかりました。

事務局でお答えできる内容は事務局でお答えし、判断に悩む場合は、審議会にご相談いただくということですね。

○会長

ありがとうございます。

特に気になっているのは、街路樹です。老木になってきているということと、剪定の方法です。樹種の選定に問題があったのは事実としても、強剪定される場合が多いので、今後どのように行っていくか。目先のことと、長期のことを考えていかなければならない。そのことを提案できるのは、やはり、この審議会だと思います。剪定方法についてアドバイスすることはできると思えますし、日々の作業については、既に担当所管で進めていると思えますが、お金をかけて計画をつくる等の内容は、審議会では関わることはできない

と思います。

○委員

ただいまお話がありました。剪定、整備、管理というだけではなく、新たな道路が築造され、街路樹を植栽するという場合には、樹種等の相談を受けるのでしょうか。

○会長

相談を受けた場合は、審議会も一緒に考えた方がよいと思います。市の木がケヤキだから、ケヤキを植栽すればよいというものではないので、その場所に合った、道路の空間に合った樹種を選定する必要があると思います。

○委員

そうですね。行政にはそのような観点でもガイドラインを参考にしてほしいと思います。

それから、現状、ガイドラインが策定され半年になりますが、教育部や総務部、道路管理課等の各所管は、ガイドラインに対してどこまで認識しているのか。

○事務局

樹木調査を実施した施設管理所管については、個別にご説明させていただきましたので、所管課長、担当係長から担当者へガイドラインの内容が伝わっているものと認識しております。

○委員

そういう意味では、施設管理所管の意見を集約する事務局としての役割をみどりと公園課に担っていただき、必要に応じ、審議会に相談できるような形をつくるということによるのでしょうか。

○事務局

委員ご指摘のとおり、横の連絡体制が一番大切であると認識しております。

これまでも、剪定方法等について、ガイドラインに記載はあるけれども、実際にそのような剪定を行ったことがないため、どのようにしたらよいか等の相談をいただいております。たとえば、緑化組合の組合員の方に剪定作業を実施していただくことも多いと思いますので、そのような場合にご相談に乗っていただく等、様々な連携を大切にして進めてまいりたいと考えております。

○会長

ただいまお話がありました事務局としての動きについては、期待したいと思います。

○委員

ただいま、相談機関としての審議会について、皆様のご同意をいただいたところです

が、このガイドラインどおりに剪定等が行われているか等のチェック機能はどこが持つのでしょうか。街路樹の剪定等がしっかり行われているかどうかです。

○会長

ガイドラインの中では、これまでの状況を示し、今後の管理をこのように行ってはどうかという提案が書いてあります。したがって、ガイドラインの内容について意識を持っていただき、もし何かあれば審議会として意見を言ってもよいと思います。

○委員

報告は上がってくるのでしょうか。たとえば、道路管理課であれば、この場所の樹木の剪定を行いましたというような。また、学校の樹木を剪定しましたというような報告は上がってくるのでしょうか。

○事務局

このガイドラインにつきましては、全庁的に意識を持っていただくということで、施設管理所管だけでなく、全所管に配付させていただきました。ただいまお話がありましたけれども、今すぐにガイドラインどおりにできるかどうかについては、もう少しお時間をいただければと思っております。日常業務の中で行う作業については、各所管において考え、実行していくということで、一つ一つをみどりと公園課に報告いただくということではございません。すべてのチェックを行うということは難しいと思いますので、各所管が考え、判断ができるように発信を続けてまいりたいと考えております。

○会長

ありがとうございます。

具体的にはそれでよいと思います。審議会としては、チェックの意識を持っておいた方がよいですね。時には、問題になっている現場を見に行き、その後に審議会を開催するなど、なるべく現場を見て、そして意見を出し合う形ができるとよいと思います。

○委員

道路をつくる際、土を掘り起こすことによって、生物が動くということがあります。上の樹木だけではなく、中に住んでいる生き物が動くということがあると思います。見えている部分だけではなく、見えない部分も見ていくことが必要ではないかと思えます。

○会長

ただいまのお話は、なかなか難しい部分があります。はっきり言えることは、サクラを植え替える場合は、土をすべて入れ替えなければなりません。したがって、その際は、土壌生物もすべて動くことになってしまいます。サクラは嫌地現象があるため、サクラについて言えば、お話にありました土壌生物を守るということにはできないかもしれません。

○委員

なかなか難しい部分もあると思いますが、生態系に配慮することも必要だと思います。木があることによってどのような生物が生息しているかといった表面的には見えない部分も見ていくと、東村山の生態系がよくわかると思います。北山公園で生き物調査をすることですごくよいと思うのですが、今まで家屋があった場所が開発されていくと、生き物も移動してしまうということで、緑が減っているということも見ていかなければならないと思います。

○会長

空間の生態系というレベルでは、極力変化を避けながら管理を進めていく配慮も必要だと思います。

○委員

これまでのお話は、緑化審議会の位置づけに触れる話をしていると思います。確認したいのですが、決議機関なのか、あくまでもアドバイスを提示する、提案までの機関なのかをはっきりと認識しなければならないと思います。先ほど、道路の話が出ましたけれども、道路には必ず植栽が伴います。また、道路だけでなく、家を建てた際にも植栽が要求される時代ですので、それに伴う中で、どこから市が管理するのか規定があると思いますので、先にこちらにお話をいただくというルールづけができるのか。どこからが緑化審議会に報告があり、指導というほどの強いものではないけれども、意見として補完してあげて、そういう形をとれますかということで、それがあってはじめてその後の報告を受けるなり、緑化審議会がどうであるかを考えていくことですね。このサイクルは1年、2年ではないですね。我々は、2年で委員がかわっていくわけですので、その部分のルールをしっかりとっておかないと、次の任期の方の時にこの話が切れてしまいますよね。

○会長

一般的な審議会の権限は、市が考えることだと思います。私は、ものを言い続ける審議会でなければならないと思っています。決定ということに関しては、強い申し入れをすることはできても、最終的な決定をする権限はないと思っています。

○事務局

この審議会の位置づけとしますと、市の附属機関でありますので、決定機関ではないということになります。あくまでも、緑の保護と育成に関する重要な事項について、調査・審議していただく、あるいは提言をいただくということになります。

今回、このガイドラインができたのも、市長から、公共の緑はどのようにしていったらよいか、その在り方はどのようにしたらよいかをご審議いただきたいということで諮問さ

せていただき、答申をいただいた。それを踏まえてガイドラインができたということになります。

先ほどお話しさせていただいたのは、我々も専門家ではありませんので、緑の維持管理を行っていく中では、どのようにしたらよいのだろうかといった場面が出てくると思います。そのような際に、行政からご相談させていただき、アドバイスをいただくと。位置づけとすると、そのようなものになると考えております。

○委員

ということは、たとえば、この審議会でアドバイスをいただきたいといった案件については、紙ベースで常に増やしていき、次回の審議会が開かれる際に、こういう内容がありましたと報告をいただくと。そこで、決議ではなくて、我々も見て学び、次の審議に対してフィードバックを拾わなければならない時には、会長にご相談し、皆で足を運び、より深い協議が必要になることがあるかもしれない。そのような方法で行っていくという理解でよろしいでしょうか。それであればすごく深くて、やりがいもあると思います。

○会長

いまのご提案は、とても大事な部分であり、これは全員で議論した方がよいという部分と、現在このような動きがありますという部分を提示していただき、重要なものに関しては全員で議論し、担当部局にアドバイスをするというようなことでよろしいかと思えます。

○委員

二つあると思うのですが、一つは、諮問を受け、審議し、答申を出す。これがこの審議会の主な仕事だと思います。先ほど提案のあった、相談があった際に議論して意見を伝えるということだと思うのですが、こちらにつきましては、あくまでも実施するのは行政です。行政の方から相談したいとあった場合には、それに絞って議論するという整理でよろしいかと思えます。

それからもう一点。過去の例で、緑地保護区域の現地を見て、これは管理がよくないので課税しようという議論がありましたけれども、この緑地保護区域に対する10%課税の議論は、市から諮問され、ここで議論し、その議論があたかも決定のような形ですけれども、それは、この中では決定けれども、それを市に答申して、最終的には市が決定していると理解していただきたいですね。

○会長

そうですね。特に、最後の課税に関しては、ここでその状況を勘案し、その方がよいのではないかという形の、ここで整理し、これで答申しますというのを決定したということ

ですね。言葉の使い方はあろうかと思いますが、大切なのは、すべての緑に関心を持ち、よくなる方向に努力しましょうというのが緑化審議会の基本ですよ。

○委員

一番大事なのは、管理をしていくにはお金がかかりますね。ですので、我々は応援部隊として、できるだけ緑の管理に予算をつけてもらえるようにしていくことが、我々の一番重要なポイントだと思います。

○会長

確かに、管理をする上ではお金も必要になってきますね。何かよい方法を考えていただきたいですね。

それでは、次の議題に移ります。

緑の基本計画を実現する市民会議について事務局よりお願いします。

○事務局

これまでも「緑の基本計画を実現する市民会議」は、市民の方々に委員として活動していただいておりますけれども、この度、委員の改選を行いました。これは、緑の基本計画を策定した時から継続して活動していただいていたということから、新たに委員の公募を行い、先日、選考結果について通知を発送させていただきました。改選後の第1回市民会議につきましては、10月下旬に行う予定であります。これまでの市民会議の中でも、この会議の目的、位置づけ、何を決めていくのかという議論が複数回あったことから、そのあたりについて、第1回の市民会議において、新たに委員になられた方々の意見をお聞きしながら、話を進めてまいりたいと考えております。

今回は、さまざまな年代の方からご応募いただき、新たな委員につきましても幅広い年齢の方から構成されております。ガイドラインを踏まえ、市民としてどのようにしていくか、行政として何をしていくべきかという観点で議論を進めてまいりたいと考えております。

○会長

市の緑の基本計画というのは、緑はどうあるべきかという観点を市全体のスケールで掲げている計画です。そして、ガイドラインは、その中の公共の緑について具体的にどのように管理をしていくかということが提案されている内容ですので、少し観点が違うかもしれませんが、ぜひ第1回目の会議の際に、ガイドラインの意味するところをご説明いただき、ご理解いただけるとよいと思います。かなりボリュームがあるので時間的に難しいかもしれませんが、やはりポイントとなる部分をご理解をいただくとよろしいかと思います。

○事務局

先ほど、この審議会の位置づけというなお話がありましたけれども、今回、委員を公募させていただいたのも、もともとはこの基本計画をつくった際に、策定委員会を兼ねていただいた組織として市民会議の皆様がいらっしゃいました。これまでさまざまな議論をいただいてきましたけれども、施策を考え、ご意見をいただく附属機関としての審議会の位置づけと、この市民会議と相互してしまう部分が出てきたことから、今回、公募をさせていただき、改めて役割分担を明確にするというのが大きな目的であります。この基本計画を進めていくにも、ガイドラインの内容を進めていくにしても、市民の皆様の理解が大切になってくることから、市民目線で啓発活動を続けていただき、計画を進めていくための理解を深めてまいりたいという中で、緑のまちづくりを進めていくために一緒に考えていただく市民組織として、10月から改めてスタートしていきたいと考えております。

○委員

この会議は、一般の方を公募されたのでしょから、専門家がいらっしゃらないかもしれませんが、緑に興味がある方々が集まられているのでしょから、その話し合いをどのレベルでどのようにしていくのか、我々も知りたい面もありますので、お知らせいただければと思います。

○事務局

今回ご応募をいただいた中では、市民協働の観点を持っていただくということから、作文審査を行わせていただきました。行政ができることは限られており、今後は市民との意見交換が重要になってくると思いますので、まずは情報を共有し、意見交換を行っていくという部分になります。具体的な相談等につきましては、この緑化審議会の皆様にご相談させていただき、市民会議は、緑のまちづくりを行っていくためにどのようにしたらよいのだろうということと一緒に考えていく会議にしたいと思っております。

○委員

委員の改選を行ったということですが、継続で委員になられている方はいらっしゃいますか。

○事務局

結果として継続される方はいらっしゃいますが、全員の方について選考を行わせていただきました。

○委員

皆さん作文を書かれたということですか。

○事務局

委員おっしゃるとおりです。前に委員をなさっていたという基準では選考いたしておりません。

○委員

名前等を伏せた状態で選考されたということですね。わかりました。

○会長

それでは次に、3番目、その他。事務局より何かありましたらお願いします。

○事務局

2点ご報告させていただきます。

はじめに、都有地の関係でございます。

庁舎東側になりますけれども、都有地の大きな空地があり、この場所で地域インフラ整備事業が行われることになりました。インフラ整備に当たり、団地内通路としていた部分が一部施設整備エリアとなり、代替える形で市道の拡幅工事が計画されております。その中で、拡幅する道路の位置内に3本ほどサクラが植栽されているということで、これまでの経過を踏まえ、東京都に樹木診断を行っていただきました。その結果、このサクラについては、移植に耐えられる可能性が低いという結果が出たことから、整備に合わせて伐採することになりましたので、ご報告させていただきます。結果としては伐採ということになりましたけれども、ガイドラインがあることで、樹木診断をお願いできたことは大きな効果であると考えております。

また、8月より、市役所本庁舎の耐震工事が始まりました。この耐震工事は、平成28年8月から平成30年8月までと、居ながら工事ということで長期間となります。この庁舎の耐震補強工事に合わせ、空調設備等の施設改修も同時に実施することとなっております。この施設改修に当たり、本庁舎東側の一部分を施設整備区域にせざるを得ないということから、樹木を伐採し、施設整備を実施することとなりましたので、併せてご報告させていただきます。

○会長

ありがとうございました。

桜並木のサクラがなくなるということで、他の部分にサクラがあるといいと思います。

○事務局

今回、ガイドラインができておりましたので、本庁舎の耐震に合わせた伐採につきましても、一番影響が少ないところを選定し、工事を進めることができたと考えております。また、インフラ整備につきましても、伐採せざるを得ないということにはなりましたけれ

ども、今後、事業者が決定いたしましたら、敷地内の補植をお願いしていこうと考えております。

○会長

ガイドラインの効果がいろいろなところに出てきているということで、本当によかったと思います。

本日の議題は以上となりますが、委員の方からご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上で、平成28年度第1回東村山市緑化審議会を閉会いたします。

4 閉会